*参考資料*

10

＊各種の資格

＊手当等一覧

＊所得制限など

＊その他一時金など

各種の資格

　社会福祉事業関係に従事する職員には種々の職種があり、その中には法律で資格が定まっているものがある。

　ここでは、社会福祉主事、老人福祉指導主事、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、保育士、児童指導員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士について、職務内容、資格について説明する。

　なお、社会福祉事業に従事する職員の職種にはこの他に、医師、看護師、栄養士等があり、法律で配置が定められている場合がある。

※次の職員及び民間の協力者については、本文中に簡単にその資格又は職務内容を記載している。

　民生委員・児童委員（35㌻）、民生・児童委員協力員（36㌻）、身体障害者相談員（40㌻）、知的障害者相談員（40㌻）、年金委員（54㌻）、健康保険委員（55㌻）、戦没者遺族相談員（55㌻）、戦傷病者相談員（55㌻）、中国帰国者等自立支援通訳員・自立指導員、中国帰国者等生活相談員（56㌻）

❖ 社会福祉主事

職務内容　社会福祉法に基づき、都道府県や区市、福祉事務所を設置する町村に置かれ、福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う。

資　　格　年齢20歳以上で、人格が高潔で思慮が円熟し社会福祉の増進に熱意があり、次のいずれかに該当する人の中から任用される。

①大学などで厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を３科目以上修めて卒業した人　②都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した人　③社会福祉士、精神保健福祉士等　④厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した人（この試験は未実施）

❖ 老人福祉指導主事

職務内容　老人福祉法で福祉事務所に設置が義務付けられている社会福祉主事。福祉事務所の職員に、老人の福祉に関する技術的指導を行い、その他に老人の福祉に関する相談、調査、指導のうち専門的技術を必要とする業務を行う。

資　　格　社会福祉主事

❖ 児童福祉司

職務内容　児童福祉法で児童相談所に置かれる職員。児童の保護、その他の児童の福祉に関することについて、相談及び指導を行う。

資　　格　次のいずれかに該当する人から任用される。

①都道府県知事の指定する学校その他の施設を卒業した人又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した人　②大学において心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人であって、厚生労働省令で定める施設において１年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行う業務に従事した人　③医師　④社会福祉士　⑤社会福祉主事として２年以上児童福祉事業に従事した人であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した人　⑥前各号に掲げる人と同等以上の能力を有すると認められる人であって、厚生労働省令で定める人

❖ 身体障害者福祉司

職務内容　身体障害者福祉法により、身体障害者更生相談所や福祉事務所に置かれ、身体障害者の更生援護の実施に関し中核的役割を扱う。

資　　格　次のいずれかに該当する人から任用される。

①社会福祉主事の資格を有し、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に２年以上従事した経験がある人　②大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した人　③医師　④社会福祉士　⑤身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で、都道府県知事が指定するものを卒業した人

⑥前各号に準ずる人であって、身体障害者福祉司として必要な学識経験を有する人

❖ 知的障害者福祉司

職務内容　知的障害者福祉法により、知的障害者更生相談所や福祉事務所に置かれ、知的障害者福祉の更生援護の実施に関し中核的役割を扱う。

資　　格　次のいずれかに該当する人から任用される。

①社会福祉主事の資格を有し、知的障害者の福祉に関する事業に２年以上従事した経験がある人　②大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した人　③医師　④社会福祉士　⑤厚生労働大臣の指定する知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で、都道府県知事の指定するものを卒業した人　⑥前各号に準ずる人であって、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有する人

❖ 保育士

　保育士は保育所、障害児入所施設など児童福祉施設において児童の保育等に当たる人で、その資格は次のいずれかに該当し、保育士登録をした人

①指定保育士養成施設を卒業した人　②保育士試験に合格した人

担当課　福祉保健局少子社会対策部保育支援課

☎5320-4130(直通)、32-754(内線)

 FAX 5388-1406

保育士登録：登録事務処理センター

 ☎3262-1080

❖ 児童指導員

職務内容　児童福祉施設のうち、児童養護施設、障害児入所施設等で児童の生活指導を行う。

資　　格　次のいずれかに該当する人から任用される。

①都道府県の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した人

②社会福祉士の資格を有する人　③精神保健福祉士の資格を有する人　④大学で心理学、教育学又は社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人等　⑤高等学校等を卒業した人若しくは12年の学校教育を修了した人又はこれと同等以上の資格があると認定された人で、２年以上児童福祉事業に従事した人　⑥幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭となる資格がある人　⑦３年以上児童福祉事業に直接従事した人

❖ 社会福祉士

職務内容　社会福祉士及び介護福祉士法による福祉専門職。専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人々に対して、相談・助言・指導・福祉サービス関係者との連絡及び調整・その他の援助を行う。

資　　格　厚生労働大臣の行う社会福祉士試験に合格し、登録した人

受験資格　①４年制の福祉系大学等で指定科目を修めて卒業した人　②保健福祉系短大や専門学校等で指定科目を修めて、指定施設で相談実務経験（３年制では実務１年以上、２年制では実務２年以上）を経た人　③福祉系大学等で基礎科目を履修して卒業し（福祉系短大等卒業者及び社会福祉主事養成機関は、指定施設で実務経験（１年ないし２年）を経て）又は児童福祉司等として４年以上の実務経験の後、社会福祉士短期養成施設等で６か月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した人　④４年制の一般大学等を卒業（一般短期大学等の卒業者は、指定施設で実務経験（１年ないし２年）を経て）、又は４年以上の相談実務経験の後、社会福祉士一般養成施設等で１年以上社会福祉士として必要

な知識及び技能を修得した人

試　　験　毎年１回、厚生労働大臣の指定を受けて(公財)社会福祉振興・試験センター（渋谷区渋谷1-5-6　SEMPOSビル☎3486-7521）が行う。

24時間対応試験情報専用電話 ☎3486-7559

❖ 精神保健福祉士

職務内容　精神保健福祉士法による福祉専門職。専門的知識及び技術をもって、精神科病院などで精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している方々に対して、社会復帰に関する相談、助言、指導、その他の援助を行う。

資　　格　厚生労働大臣の行う精神保健福祉士試験に合格し、登録をした人

受験資格　①４年制の保健福祉系大学等で指定科目を修めて卒業した人　②保健福祉系短大等で指定科目を修めて、指定施設で実務経験（３年制では実務１年以上、２年制では実務２年以上）を経た人　③福祉系大学等で基礎科目を履修して卒業し（福祉系短大等卒業者は、指定施設で実務経験（１年ないし２年）を経て）、精神保健福祉士短期養成施設等で６か月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した人　④一般大学を卒業（一般短期大学等の卒業者は、指定施設で実務経験（１年ないし２年）を経て）、又は４年以上の実務経験の後、一般養成施設等で１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した人　⑤社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等で６か月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した人

試　　験　毎年１回、厚生労働大臣の指定を受けて(公財)社会福祉振興・試験センター（渋谷区渋谷1-5-6　SEMPOSビル☎3486-7521）が行う。

24時間対応試験情報専用電話 ☎3486-7559

❖ 介護福祉士

職務内容　社会福祉士及び介護福祉士法による福祉専門職。専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方々に対して、心身の状況に応じた介護及び介護に関する指導を行う。

資　　格　介護福祉士試験に合格し、登録した人

受験資格　①高等学校等卒業後、養成施設等（２年以上）を卒業した人　②福祉系大学・社会福祉士養成施設・保育士養成施設を卒業し、養成施設等（１年以上）を卒業した人　③３年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了した人　④福祉系高校では、平成21年度以降入学の新カリキュラム卒業者、特例高校等卒業者で実務経験９か月以上の人、または旧カリキュラム卒業者

　資格取得方法の見直しについて　平成28年度までに養成施設等を卒業した人はその卒業をもって介護福祉士となる。平成29年度から令和３年度までの間に卒業した人は、卒業後５年の間は介護福祉士の資格を有する。当該５年のうちに介護福祉士試験に合格するか、介護現場に５年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き資格を有することができる。令和４年度以降に卒業する人からは資格取得のためには、介護福祉士試験の合格が必要となる。

試　　験　毎年１回、厚生労働大臣の指定を受けて(公財)社会福祉振興・試験センター（渋谷区渋谷1-5-6　SEMPOSビル　☎3486-7521）が行う。

24時間対応試験情報専用電話

☎3486-7559

※ここで説明した社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、児童指導員等は、都職員採用試験（福祉職）における資格要件となっている。都職員採用試験等については、福祉保健局総務部職員課へ。

 ☎5320-4023(直通)、32-172(内線)

手当等一覧

手　当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　　分 | 対　　　　　　象 | 月額(円) |
| 重度心身障害者手当 | 常時複雑な介護を要する重度障害者 | 60,000 |
| 心身障害者福祉手当 | 身体１･２級者、愛の手帳１～３度者など | 15,500 |
| 児童育成手当 | 育成手当 | ひとり親家庭で児童を扶養している者 | 13,500 |
| 障害手当 | 身体１･２級児などを扶養している者 | 15,500 |
| 福祉手当 | 特別障害者手当 | 重度の重複障害者 | 27,200 |
| 障害児福祉手当 | 重度の障害児 | 14,790 |
| 児童扶養手当 | 全部支給 | ひとり親家庭の父又は母などで一定の所得以内（２人世帯の場合、所得が87万円未満） | 42,910 |
| 一部支給 | ひとり親家庭の父又は母などで一定の所得以内（２人世帯の場合、所得が87万円以上230万円未満） | 42,900～10,120 |
| 特別児童扶養手当 | １級 | 重度の障害児の父母など | 52,200 |
| ２級 | 中度の障害児の父母など | 34,770 |
| 児童手当 | 15歳到達後最初の３月31日までの児童 | 手当額（一般受給者）①　所得制限限度額未満の者　・３歳未満：月額15,000円　・３歳以上小学校修了前（第１子、第２子）　　：月額10,000円　・３歳以上小学校修了前（第３子以降）　　：月額15,000円　・小学校修了後中学校修了前：月額10,000円②　所得制限限度額以上の者　・０歳から中学生：月額5,000円（施設等受給者）　・３歳未満：月額15,000円　・３歳以上小学校修了前：月額10,000円　・中学生：月額10,000円 |

国民年金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　　分 | 対　　　　　　象 | 月額(円) |
| 老齢福祉年金 | 全部支給 | 国民年金発足時高齢者又は保険料納付期間が短いため旧法老齢年金を受けられない者で一定の所得基準以下の者など | 33,308 |
| 一部支給 | 　　　　　〃 | 26,075 |
| 障害基礎年金 | １級 | １級の障害者など | 81,260 |
| ２級 | ２級の障害者など | 65,008 |
| 遺族基礎年金 | 被保険者が死亡した時に子のある配偶者及び子（子１人） | 83,716 |

各種手当、年金支給例（月額：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 障害者 | 重度心身障害者手当＋心身障害者福祉手当＋障害基礎年金１級＋特別障害者手当＝183,877 |
| 心身障害者福祉手当＋障害基礎年金２級＝80,441 |
| 障害児 | 重度心身障害者手当＋児童育成手当障害手当＋障害児福祉手当＋特別児童扶養手当１級＝142,490 |
| 児童育成手当障害手当＋特別児童扶養手当２級＝50,270 |
| 母　子 | 児童育成手当育成手当＋遺族基礎年金＝97,133 |
| 児童育成手当育成手当＋児童扶養手当（全部）＝56,410 |

所得制限など

❖ 所得制限

　年間総収入額（税込）から給与所得の場合は給与所得控除額を、事業所得などの場合は必要経費をそれぞれ引いた額（所得額を計算する場合、住民税で各種の控除を受けているときはその額を控除できる場合がある。）から制度ごとに定める各種控除を引いた額を下表の所得制限基準額と比較する。

　扶養親族とは、所得税法に規定する控除対象配偶者（同一生計配偶者）及び扶養親族。児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成については、親族ではないが養育している児童の数も含む。

　扶養親族に所得税法上の老人扶養親族がいるときは原則として１人につき10万円、特定扶養親族がいるときは１人につき15万円から25万円まで（児童手当を除く。）を加算した額を基準額とする。

※心身障害者医療費助成

　扶養親族に所得税法上の70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族がいるときは１人につき10万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満に限る。）がいるときは１人につき25万円を加算した額を標準額とする。

重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、心身障害者医療費助成、児童育成手当

・受給資格者本人の所得による制限（重度心身障害者手当、心身障害者医療費助成では20歳未満（社会保険の被保険者（国保は世帯主）本人は除く。）のときは世帯主の所得による。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 扶養親族数 | 重度心身障害者手当 | 心身障害者福祉手当 | 心身障害者医療費助成 | 児童育成手当 |
| ０　　人 | 3,604,000円 |
| １　　人 | 3,984,000円 |
| ２　　人 | 4,364,000円 |
| ３　　人 | 4,744,000円 |
| ４　　人 | 5,124,000円 |
| ５　　人 | 5,504,000円 |
| ６人以上 | １人につき38万円加算 |
| 改定時期 | 平成14年11月 | 平成14年8月 | 平成14年4月 | 平成14年6月 |
| 実施主体 | 都 | 区市町村 | 都 | 区市町村 |

※区市町村が実施主体の事業は、区市町村により基準が異なる場合がある。

乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成

・乳幼児医療費助成は、乳幼児を養育している者の所得による制限

・義務教育就学児医療費助成は、義務教育就学児を養育している者の所得による制限

・ひとり親家庭等医療費助成は、ひとり親家庭等の父又は母及び養育者並びにひとり親の配偶者、扶養義務者等の所得による制限

|  |  |
| --- | --- |
| 扶養親族数 | 乳幼児医療費助成・義務教育就学児医療費助成 |
| 乳幼児・義務教育就学児を育てている者 |
| ０　　人 | 622万円 |
| １　　人 | 660万円 |
| ２　　人 | 698万円 |
| ３　　人 | 736万円 |
| ４　　人 | 774万円 |
| ５　　人 | 812万円 |
| ６人以上 | １人につき38万円加算 |
| 改定時期 | 平成24年10月 |
| 実施主体 | 区市町村 |

|  |  |
| --- | --- |
| 扶養親族数 | ひとり親家庭等医療費助成 |
| ひとり親家庭等本人 | 配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者 |
| ０　　人 | 192万円 | 236万円 |
| １　　人 | 230万円 | 274万円 |
| ２　　人 | 268万円 | 312万円 |
| ３　　人 | 306万円 | 350万円 |
| ４　　人 | 344万円 | 388万円 |
| ５　　人 | 382万円 | 426万円 |
| ６人以上 | １人につき38万円加算 |
| 改定時期 | 平成15年１月 |
| 実施主体 | 区市町村 |

※区市町村が実施主体の事業のため、区市町村により基準が異なる場合がある。

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当（経過措置の福祉手当を含む。）

・受給資格者本人の所得による制限及びその配偶者・扶養義務者の所得による制限

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 扶養親族の数 | 特　別　児　童扶　養　手　当 | 特別障害者手当障害児福祉手当 | 配偶者・扶養義務者 |
| ０　人 | 4,596,000円 | 3,604,000円 | 6,287,000円 |
| １　人 | 4,976,000円 | 3,984,000円 | 6,536,000円 |
| ２　人 | 5,356,000円 | 4,364,000円 | 6,749,000円 |
| ３　人 | 5,736,000円 | 4,744,000円 | 6,962,000円 |
| ４　人 | 6,116,000円 | 5,124,000円 | 7,175,000円 |
| ５　人 | 6,496,000円 | 5,504,000円 | 7,388,000円 |
| ６人以上 | １人につき38万円加算 | １人につき38万円加算 | １人につき21万3000円加算 |
| 改定時期 | 平成14年8月 | 平成14年8月 | 平成14年8月 |

児童扶養手当

・受給資格者本人の所得による制限及びその配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得による制限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 扶養親族の数 | 受給資格者本人 | 配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者 |
| 全額支給 | 一部支給 |
| 平成30年７月まで | 平成30年８月以降 |
| ０　人 |  190,000円 | 490,000円 | 1,920,000円 | 2,360,000円 |
| １　人 |  570,000円 | 870,000円 | 2,300,000円 | 2,740,000円 |
| ２　人 |  950,000円 | 1,250,000円 | 2,680,000円 | 3,120,000円 |
| ３　人 | 1,330,000円 | 1,630,000円 | 3,060,000円 | 3,500,000円 |
| ４　人 | 1,710,000円 | 2,010,000円 | 3,440,000円 | 3,880,000円 |
| ５人以上 | １人につき38万円加算 | １人につき38万円加算 | １人につき38万円加算 | １人につき38万円加算 |
| 改定時期 | 平成30年８月 |

児童手当・障害基礎年金

・受給資格者本人の所得による制限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 扶養親族の数 | 児童手当 | 障害基礎年金 |
| 一部支給停止 | 全額支給停止 |
| ０　人 | 622万円 | 360万4,000円 | 462万1,000円 |
| １　人 | 660万円 | 398万4,000円 | 500万1,000円 |
| ２　人 | 698万円 | 436万4,000円 | 538万1,000円 |
| ３　人 | 736万円 | 474万4,000円 | 576万1,000円 |
| ４　人 | 774万円 | 512万4,000円 | 614万1,000円 |
| ５　人 | 812万円 | 550万4,000円 | 652万1,000円 |
| ６人以上 | １人につき38万円加算 |

老齢福祉年金

・受給権者本人の所得による制限及びその配偶者・扶養義務者の所得による制限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 扶養親族の数 | 老齢福祉年金 | 配偶者・扶養義務者 |
| 全額支給停止 | 全額支給停止 | 一部支給停止 |
| ０　人 | 159万5,000円 | 628万7,000円 | 340万1,000円 |
| １　人 | 197万5,000円 | 653万6,000円 | 365万0,000円 |
| ２　人 | 235万5,000円 | 674万9,000円 | 386万3,000円 |
| ３　人 | 273万5,000円 | 696万2,000円 | 407万6,000円 |
| ４　人 | 311万5,000円 | 717万5,000円 | 428万9,000円 |
| ５　人 | 349万5,000円 | 738万8,000円 | 450万2,000円 |
| ６人以上 | １人につき38万円加算 | １人につき21万3,000円加算 |

❖ 費用徴収基準及び
利用者負担額

①高齢者緊急通報システム事業、高齢者火災安全システム事業は対象者の前年の所得・世帯の税額等により階層区分されている。なお、基準は区市町村により定められている。　②児童福祉施設等の費用徴収基準は世帯の税額等により階層区分されている。　③養護老人ホームの費用徴収基準については、利用者本人は対象収入※による階層区分により、扶養義務者は税額等により階層区分されている。

④軽費老人ホームについては、費用徴収ではなく、利用料が対象収入により、階層区分されている。

※対象収入は、原則として前年の収入として認定するもの（年金・恩給・財産・利子・配当など。授産施設の場合は授産工賃も含む。ただし、臨時的な見舞金などは除く。）から必要経費（税金、社会保険料等）を控除した額

児童福祉施設等

児童福祉法施行細則　別表第１（第８条、第33条関係）(一)

|  |  |
| --- | --- |
| 本　人　の　属　す　る　世　帯　の　階　層　区　分 | 徴　収　金　基　準　額(月額) |
| 母子生活支援施設　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の６第１項に規定する児童自立生活援助 | 児童養護施設児童自立支援施設児童心理治療施設福祉型障害児入所施設乳児院医療型障害児入所施設指定発達支援医療機関小規模住居型児童養育事業 | 里親 | 助産施設 |
| 入　　所 | 入所以外 |
| Ａ | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| Ｂ | Ａ階層を除き当該年度分（４月から６月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| Ｃ1 | Ａ階層及びＤ階層を除き当該年度分（４月から６月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額の区分が次の区分に該当するもの | 均等割の額のみの世帯(所得割の額のない世帯) | 2,200円 | 4,500円 | 2,200円 | 4,500円 | 4,200円 |
| Ｃ2 | 所得割の額がある世帯 | 3,300円 | 6,600円 | 3,300円 | 6,600円 | 6,600円 |
| Ｄ1の1 | Ａ階層及びＢ階層を除き前年分（１月から６月までの月分の費用の徴収については、前前年分とする。）の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当するもの | 2,400円以下 | 4,500円 | 9,000円 | 4,500円 | 9,000円 | 9,000円 |
| Ｄ1の2 | 2,401円以上 8,400円以下 |
| Ｄ1の3 | 8,401円以上 15,000円以下 |  |
| Ｄ2 | 15,001円以上 40,000円以下 | 6,700円 | 13,500円 | 6,700円 | 13,500円 |  |
| Ｄ3 | 40,001円以上 70,000円以下 | 9,300円 | 18,700円 | 9,300円 | 18,700円 |  |
| Ｄ4 | 70,001円以上 183,000円以下 | 14,500円 | 29,000円 | 14,500円 | 29,000円 |  |
| Ｄ5 | 183,001円以上 403,000円以下 | 20,600円 | 41,200円 | 20,600円 | 41,200円 |  |
| Ｄ6 | 403,001円以上 703,000円以下 | 27,100円 | 54,200円 | 27,100円 | 54,200円 |  |
| Ｄ7 | 703,001円以上 1,078,000円以下 | 34,300円 | 68,700円 | 34,300円 | 68,700円 |  |
| Ｄ8 | 1,078,001円以上 1,632,000円以下 | 42,500円 | 85,000円 | 42,500円 | 85,000円 |  |
| Ｄ9 | 1,632,001円以上 2,303,000円以下 | 51,400円 | 102,900円 | 51,400円 | 102,900円 |  |
| Ｄ10 | 2,303,001円以上 3,117,000円以下 | 61,200円 | 122,500円 | 61,200円 | 122,500円 |  |
| Ｄ11 | 3,117,001円以上 4,173,000円以下 | 71,900円 | 143,800円 | 71,900円 | 143,800円 |  |
| Ｄ12 | 4,173,001円以上 5,344,000円以下 | 83,300円 | 166,600円 | 83,300円 | 166,600円 |  |
| Ｄ13 | 5,344,001円以上 6,674,000円以下 | 95,600円 | 191,200円 | 95,600円 | 191,200円 |  |
| Ｄ14 | 6,674,001円以上 | 170,200円 | その月におけるその児童等に係る費用の支弁額 | その月におけるその児童等に係る費用の支弁額 | その月におけるその児童等に係る費用の支弁額 |  |

注１　助産の実施を行つた妊産婦については、当該助産の実施が行われた期間にかかわらず、この表に掲げる徴収金基準額(次に掲げる場合に該当するときは、当該規定に定める額を加算した額)を徴収する。

　(1)　出産育児一時金を受給した場合　当該出産育児一時金の額に、B階層にあつては10パーセント、C階層にあつては15パーセント、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては25パーセントをそれぞれ乗じて得た額

　(2)　多子出産の場合　第二子以降の新生児一人につき、当該徴収金基準額に10パーセントを乗じて得た額

注２　この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注３　この表の「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定並びに平成23年７月15日雇児発0715第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(以下「国通知」という。)によつて計算された額をいう。ただし、所得税を計算する場合には次の規定は適用しないものとする。

　(1)　所得税法第78条第１項(同条第２項第１号、第２号(地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の７第１項第２号に規定する寄附金に限る。)及び第３号(地方税法第314条の７第１項第２号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。)、第92条第１項並びに第95条第１項、第２項及び第３項

　(2)　租税特別措置法第41条第１項、第２項、第6項及び第25項、第41条の２、第41条の３の２第１項、第２項、第５項及び第６項、第41条の19の２第１項、第41条の19の３第１項及び第３項並びに第41条の19の４第１項及び第３項

　(3)　租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号。以下「租税特措法等一部改正法」という。)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第１項、附則第60条第１項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第１項、附則第77条第１項及び第２項、附則第80条、附則第81条並びに附則第82条第１項

注４　次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第１項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第313条第１項に規定する所得の合計額。１月から６月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。
　また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

　(1)　婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第１項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

　(2)　(1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

　(3)　婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

注５　注１から注４までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

療育給付

児童福祉法施行細則　別表第一（第８条、第33条関係）（二）

|  |  |
| --- | --- |
| 本人の属する世帯の階層区分 | 徴収金基準額（月額） |
| 療育給付 |
| Ａ | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 0円 |
| Ｂ | Ａ階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯 | 0円 |
| Ｃ1 | Ａ階層及びＤ階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額の区分が次の区分に該当するもの | 均等割の額のみの世帯(所得割の額のない世帯) | 4,500円 |
| Ｃ2 | 所得割の額がある世帯 | 5,800円 |
| Ｄ1 | Ａ階層及びＢ階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当するもの | 2,400円以下 | 6,900円 |
| Ｄ2 | 2,401円以上 4,800円以下 | 7,600円 |
| Ｄ3 | 4,801円以上 8,400円以下 | 8,500円 |
| Ｄ4 | 8,401円以上 12,000円以下 | 9,400円 |
| Ｄ5 | 12,001円以上 16,200円以下 | 11,000円 |
| Ｄ6 | 16,201円以上 21,000円以下 | 12,500円 |
| Ｄ7 | 21,001円以上 46,200円以下 | 16,200円 |
| Ｄ8 | 46,201円以上 60,000円以下 | 18,700円 |
| Ｄ9 | 60,001円以上 78,000円以下 | 23,100円 |
| Ｄ10 | 78,001円以上 100,500円以下 | 27,500円 |
| Ｄ11 | 100,501円以上 190,000円以下 | 35,700円 |
| Ｄ12 | 190,001円以上 299,500円以下 | 44,000円 |
| Ｄ13 | 299,501円以上 831,900円以下 | 52,300円 |
| Ｄ14 | 831,901円以上 1,467,000円以下 | 80,700円 |
| Ｄ15 | 1,467,001円以上 1,632,000円以下 | 85,000円 |
| Ｄ16 | 1,632,001円以上 2,302,900円以下 | 102,900円 |
| Ｄ17 | 2,302,901円以上 3,117,000円以下 | 122,500円 |
| Ｄ18 | 3,117,001円以上 4,173,000円以下 | 143,800円 |
| Ｄ19 | 4,173,001円以上 | その月におけるその児童に係る費用の支弁額 |

注１　A及びB階層以外の各層に属する世帯から二人以上の児童が、同時に徴収金基準額表の適用を受ける場合は、最初のものについては上表の徴収金基準月額とし、二人目以降のものについては、上表の基準月額の10分の１とする。

注２　この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注３　この表の「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに国通知によつて計算された額をいう。ただし、所得税を計算する場合には次の規定は適用しないものとする。

　(1)　所得税法第78条第１項(同条第２項第１号、第２号(地方税法第314条の７第１項第２号に規定する寄附金に限る。)及び第３号(地方税法第314条の７第１項第２号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。)、第92条第１項並びに第95条第１項、第２項及び第３項

　(2)　租税特別措置法第41条第１項、第２項、第６項及び第25項、第41条の２、第41条の３の２第１項、第２項、第５項及び第６項、第41条の19の２第１項、第41条の19の３第１項及び第３項並びに第41条の19の４第１項及び第３項

　(3)　租税特措法等一部改正法附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第５号)附則第59条第１項、附則第60条第１項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第１項、附則第77条第１項及び第２項、附則第80条、附則第81条並びに附則第82条第１項

注４　次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第１項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第313条第１項に規定する所得の合計額。１月から６月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

　　　また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

　(1)　婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第１項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

　(2)　(1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

　(3)　婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

注５　注１から注４までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

小児慢性特定疾病医療費助成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 階層区分 | 階層区分の基準 | 自己負担上限額（患者負担割合：２割、外来+入院） |
| 一般 | 重症※ | 人工呼吸器等装着者 | 生活保護法の被保護世帯又は血友病等患者等 |
| Ⅰ | 生活保護法の被保護世帯 |  |  |
| Ⅱ | 市町村民税又は特別区民税が非課税の世帯 | 低所得Ⅰ（保護者所得80万円以下） | 1,250円 | 500円 |
| Ⅲ | 低所得Ⅱ（保護者所得80万円超） | 2,500円 |
| Ⅳ | 一般所得Ⅰ：市町村民税又は特別区民税課税以上7.1万円未満の世帯 |  5,000円 |  2,500円 |
| Ⅴ | 一般所得Ⅱ：市町村民税又は特別区民税課税7.1万円以上25.1万円未満の世帯 | 10,000円 |  5,000円 |
| Ⅵ | 上位所得：市町村民税又は特別区民税課税25.1万円以上の世帯 | 15,000円 | 10,000円 |
| 入院時の食費 | 1/2自己負担 | 自己負担なし |
| 公費負担者番号 | ５２１３８０１３ | ５２１３７０１５ |

※重症：次のいずれかに該当

　　　　①高額な医療が長期的に継続する者

（医療費総額が５万円/月（例えば医療保険の２割負担の場合、医療費の自己負担が１万円/月）を超える月が年間６回以上ある場合）

　　　　②重症患者認定基準に適合する者

自立支援医療（育成医療）支給

　自己負担額は医療費の１割負担＋入院時の食事費。ただし、所得等により負担上減額（月額）を設定

（平成22年４月１日改正）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 一定所得以下 | 中間的な所得 | 一定所得以上 |
| 生活保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 特別区民税又は市町村民税非課税Ⅰ | 特別区民税又は市町村民税非課税Ⅱ | 特別区民税又は市町村民税所得割課　　税 |  |
| 保護者所得≦80万※4 | 保護者所得＞80万 |  特別区民税又は 市町村民税所得割＜3万3千 | 特別区民税又は3万3千≦市町村民税　　　　所得割　　　　＜23万5千 | 特別区民税又は23万5千≦市町村民税　　　　 所得割 |
| 【区分①】負担0円 | 【区分②】負担上限額2,500円 | 【区分③】負担上限額5,000円 | 【区分④】負担上限額5,000円※1(経過措置) | 【区分⑤】負担上限額10,000円※1(経過措置) | 公費医療の対象外（通常の医療保険） |
| 重度かつ継続※2 |
| 【区分⑥】負担上限額5,000円 | 【区分⑦】負担上限額10,000円 | 【区分⑧】負担上限額20,000円※3（経過措置） |

※１ 区分④、⑤に対する負担上限月額は平成33年３月31日までの経過措置

※２「重度かつ継続」の範囲…腎臓・小腸・免疫・心臓機能障害（心臓移殖後の抗免疫療法に限る。）、肝臓機

　　能障害（肝臓移殖後の抗免疫療法に限る）、医療保険多数該当の者

※３ 区分⑧に対する負担上限額（月額）は平成33年３月31日までの経過措置

※４ 保護者所得とは、次に掲げる収入の合計のことをいう。

　例） ・地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（マイナスの場合はゼロとみなす。）

　　　 ・障害年金、遺族年金（基礎・厚生・共済の各公的年金）

　　　 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当

養護老人ホーム被措置者

　費用徴収基準

養護委託による被措置者

|  |  |
| --- | --- |
| 対象収入による階層区分 | 費用徴収基準月額 |
| 1 | 0円　～　　270,000円 | 　　0円 |
| 2 | 270,001円　～　　280,000円 | 1,000円 |
| 3 | 280,001円　～　　300,000円 | 1,800円 |
| 4 | 300,001円　～　　320,000円 | 3,400円 |
| 5 | 320,001円　～　　340,000円 | 4,700円 |
| 6 | 340,001円　～　　360,000円 | 5,800円 |
| 7 | 360,001円　～　　380,000円 | 7,500円 |
| 8 | 380,001円　～　　400,000円 | 9,100円 |
| 9 | 400,001円　～　　420,000円 | 10,800円 |
| 10 | 420,001円　～　　440,000円 | 12,500円 |
| 11 | 440,001円　～　　460,000円 | 14,100円 |
| 12 | 460,001円　～　　480,000円 | 15,800円 |
| 13 | 480,001円　～　　500,000円 | 17,500円 |
| 14 | 500,001円　～　　520,000円 | 19,100円 |
| 15 | 520,001円　～　　540,000円 | 20,800円 |
| 16 | 540,001円　～　　560,000円 | 22,500円 |
| 17 | 560,001円　～　　580,000円 | 24,100円 |
| 18 | 580,001円　～　　600,000円 | 25,800円 |
| 19 | 600,001円　～　　640,000円 | 27,500円 |
| 20 | 640,001円　～　　680,000円 | 30,800円 |
| 21 | 680,001円　～　　720,000円 | 34,100円 |
| 22 | 720,001円　～　　760,000円 | 37,500円 |
| 23 | 760,001円　～　　800,000円 | 39,800円 |
| 24 | 800,001円　～　　840,000円 | 41,800円 |
| 25 | 840,001円　～　　880,000円 | 43,800円 |
| 26 | 880,001円　～　　920,000円 | 45,800円 |
| 27 | 920,001円　～　　960,000円 | 47,800円 |
| 28 | 960,001円　～　1,000,000円 | 49,800円 |
| 29 | 1,000,001円　～　1,040,000円 | 51,800円 |
| 30 | 1,040,001円　～　1,080,000円 | 54,400円 |
| 31 | 1,080,001円　～　1,120,000円 | 57,100円 |
| 32 | 1,120,001円　～　1,160,000円 | 59,800円 |
| 33 | 1,160,001円　～　1,200,000円 | 62,400円 |
| 34 | 1,200,001円　～　1,260,000円 | 65,100円 |
| 35 | 1,260,001円　～　1,320,000円 | 69,100円 |
| 36 | 1,320,001円　～　1,380,000円 | 73,100円 |
| 37 | 1,380,001円　～　1,440,000円 | 77,100円 |
| 38 | 1,440,001円　～　1,500,000円 | 81,100円 |
| 39 | 1,500,001円以上 | ※150万円超過額×0.9÷12月＋81,100円（100円未満切捨て） |
| 備考：上表にかかわらず、区市町村長が必要と認める場合には、当該費用徴収基準月額に　別途上限を設けることができる。 |

※　「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（別紙２費用徴収基準）（平成18年１月24日付老発第0124001号）」より

扶養義務者費用徴収基準

|  |  |
| --- | --- |
| 税　額　等　に　よ　る　階　層　区　分 | 費用徴収基準月額 |
| Ａ | 生活保護法による被保護者（単給を含む。） | 0円 |
| Ｂ | Ａ階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者 | 0円 |
| Ｃ1 | Ａ階層及びＢ階層を除き前年分の所得税非課税の者 | 当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税） | 4,500円 |
| Ｃ2 | 当該年度分の市町村民税所得割課税 | 6,600円 |
| Ｄ1 | Ａ階層及びＢ階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者 | 30,000円以下 | 9,000円 |
| Ｄ2 | 30,001円　～　　 80,000円 | 13,500円 |
| Ｄ3 | 80,001円　～　　140,000円 | 18,700円 |
| Ｄ4 | 140,001円　～　　280,000円 | 29,000円 |
| Ｄ5 | 280,001円　～　　500,000円 | 41,200円 |
| Ｄ6 | 500,001円　～　　800,000円 | 54,200円 |
| Ｄ7 | 800,001円　～　1,160,000円 | 68,700円 |
| Ｄ8 | 1,160,001円　～　1,650,000円 | 85,000円 |
| Ｄ9 | 1,650,001円　～　2,260,000円 | 102,900円 |
| Ｄ10 | 2,260,001円　～　3,000,000円 | 122,500円 |
| Ｄ11 | 3,000,001円　～　3,960,000円 | 143,800円 |
| Ｄ12 | 3,960,001円　～　5,030,000円 | 166,600円 |
| Ｄ13 | 5,030,001円　～　6,270,000円 | 191,200円 |
| Ｄ14 | 6,270,001円以上 | その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額 |

（注１）　この表のＣ１階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第１号に規定する均等割の額をいい、Ｃ２階層における「所得割の額」とは、同項第２号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には同法第314条の７及び同法附則第５条第３項は適用しないものとする。）の額をいう。
　なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする

（注２）　Ｄ１～Ｄ14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第８号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

　　　　(1) 所得税法第92条第１項、第95条第１項、第２項及び第３項

　　　　(2) 租税特別措置法第41条第１項及び第２項並びに第41条の２

　　　　(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

（注３）　同一の者が２人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

（注４）　費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（その被措置者が別表１（養護老人ホーム被措置者・養護委託による被措置者費用徴収基準）により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額）を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

（注５）　主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。

※「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（別紙２費用徴収基準）（平成18年１月24日付老発第0124001号）」より

軽費老人ホーム（Ａ型）基本利用料

|  |  |
| --- | --- |
| 対象収入による階層区分 | 本人負担額（月額） |
| 1 | 1,500,000円以下 | 64,230円 |
| 2 | 1,500,001円　～　1,600,000円 | 67,230円 |
| 3 | 1,600,001円　～　1,700,000円 | 70,230円 |
| 4 | 1,700,001円　～　1,800,000円 | 73,230円 |
| 5 | 1,800,001円　～　1,900,000円 | 76,230円 |
| 6 | 1,900,001円　～　2,000,000円 | 79,230円 |
| 7 | 2,000,001円　～　2,100,000円 | 84,230円 |
| 8 | 2,100,001円　～　2,200,000円 | 89,230円 |
| 9 | 2,200,001円　～　2,300,000円 | 94,230円 |
| 10 | 2,300,001円　～　2,400,000円 | 99,230円 |
| 11 | 2,400,001円　～　2,500,000円 | 104,230円 |
| 12 | 2,500,001円　～　2,600,000円 | 111,230円 |
| 13 | 2,600,001円　～　2,700,000円 | 118,230円 |
| 14 | 2,700,001円　～　2,800,000円 | 125,230円 |
| 15 | 2,800,001円　～　2,900,000円 | 132,230円 |
| 16 | 2,900,001円　～　3,000,000円 | 139,230円 |
| 17 | 3,000,001円　～　3,100,000円 | 147,230円 |
| 18 | 3,100,001円　～　3,200,000円 | 155,230円 |
| 19 | 3,200,001円　～　3,300,000円 | 163,230円 |
| 20 | 3,300,001円　～　3,400,000円 | 171,230円 |
| 21 | 3,400,001円以上 | 基本利用料全額 |

軽費老人ホーム（Ｂ型）基本利用料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象収入による階層区分 | 基本利用料 | 本人負担額（月額） |
| 1 | 1,500,000円以下 | 27,100円 | 10,000円 |
| 2 | 1,500,001円～1,600,000円 | 13,000円 |
| 3 | 1,600,001円～1,700,000円 | 16,000円 |
| 4 | 1,700,001円～1,800,000円 | 19,000円 |
| 5 | 1,800,001円～1,900,000円 | 22,000円 |
| 6 | 1,900,001円～2,000,000円 | 25,000円 |
| 7 | 2,000,001円～ | 27,100円 |

軽費老人ホーム（ケアハウス）・都市型軽費老人ホーム基本利用料（サービスの提供に要する費用相当分）

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 収 入 に よ る 階 層 区 分 | 本人負担額（月額） |
| 1 | 　　　　　　　　 1,500,000円以下 | 10,000円 |
| 2 | 1,500,001円　～　1,600,000円 | 13,000円 |
| 3 | 1,600,001円　～　1,700,000円 | 16,000円 |
| 4 | 1,700,001円　～　1,800,000円 | 19,000円 |
| 5 | 1,800,001円　～　1,900,000円 | 22,000円 |
| 6 | 1,900,001円　～　2,000,000円 | 25,000円 |
| 7 | 2,000,001円　～　2,100,000円 | 30,000円 |
| 8 | 2,100,001円　～　2,200,000円 | 35,000円 |
| 9 | 2,200,001円　～　2,300,000円 | 40,000円 |
| 10 | 2,300,001円　～　2,400,000円 | 45,000円 |
| 11 | 2,400,001円　～　2,500,000円 | 50,000円 |
| 12 | 2,500,001円　～　2,600,000円 | 57,000円 |
| 13 | 2,600,001円　～　2,700,000円 | 64,000円 |
| 14 | 2,700,001円　～　2,800,000円 | 71,000円 |
| 15 | 2,800,001円　～　2,900,000円 | 78,000円 |
| 16 | 2,900,001円　～　3,000,000円 | 85,000円 |
| 17 | 3,000,001円　～　3,100,000円 | 92,000円 |
| 18 | 3,100,001円以上 | 全　　　　額 |

（注１） この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

（注２） 本人負担額（月額）は、上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設における基本利用料を超えるときは、当該施設の基本利用料を本人負担額（月額）の上限とする。

（注３） 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の２分の１をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万以下に該当する場合の夫婦のそれぞれのサービスの提供に要する費用相当分の本人負担額（月額）については、上記表の額から30％減額した額とする。この場合100円未満は切捨てとする。

# ❖ 健康保険・厚生年金保険の保険料

平成31年４月分（５月納付分）から 健康保険料率 ：平成30年３月分～　適用

の健康保険・厚生年金保険の保険料額表 介護保険料率 ：平成31年３月分～　適用

 厚生年金保険料率 ：平成29年９月分～　適用

　 子ども・子育て拠出金率 ：平成31年４月分～　適用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 標　準　報　酬 | 報　酬　月　額 | 全国健康保険協会管掌健康保険料（東京） | 厚生年金保険料（厚生年金基金加入員を除く） |
| 介護保険第２号被保険者に該当しない場合 | 介護保険第２号被保険者に該当する場合 | 一般、坑内員・船員 |
| 9.90％ | 11.63％ | 18.30％※ |
| 等級 | 月 額 | 全　額 | 折半額 | 全　額 | 折半額 | 全　額 | 折半額 |
|  |  | 　　円以上　　円未満 |  |  |  |  |  |  |
| 1 | 58,000 | 0～ 63,000 | 5,742.0 | 2,871.0 | 6,745.4 | 3,372.7 |  |  |
| 2 | 68,000 | 63,000～ 73,000 | 6,732.0 | 3,366.0 | 7,908.4 | 3,954.2 |  |  |
| 3 | 78,000 | 73,000～ 83,000 | 7,722.0 | 3,861.0 | 9,071.4 | 4,535.7 |  |  |
| 4(1) | 88,000 | 83,000～ 93,000 | 8,712.0 | 4,356.0 | 10,234.4 | 5,117.2 | 16,104.00 | 8,052.00 |
| 5(2) | 98,000 | 93,000～ 101,000 | 9,702.0 | 4,851.0 | 11,397.4 | 5,698.7 | 17,934.00 | 8,967.00 |
| 6(3) | 104,000 | 101,000～ 107,000 | 10,296.0 | 5,148.0 | 12,095.2 | 6,047.6 | 19,032.00 | 9,516.00 |
| 7(4) | 110,000 | 107,000～ 114,000 | 10,890.0 | 5,445.0 | 12,793.0 | 6,396.5 | 20,130.00 | 10,065.00 |
| 8(5) | 118,000 | 114,000～ 122,000 | 11,682.0 | 5,841.0 | 13,723.4 | 6,861.7 | 21,594.00 | 10,797.00 |
| 9(6) | 126,000 | 122,000～ 130,000 | 12,474.0 | 6,237.0 | 14,653.8 | 7,326.9 | 23,058.00 | 11,529.00 |
| 10(7) | 134,000 | 130,000～ 138,000 | 13,266.0 | 6,633.0 | 15,584.2 | 7,792.1 | 24,522.00 | 12,261.00 |
| 11(8) | 142,000 | 138,000～ 146,000 | 14,058.0 | 7,029.0 | 16,514.6 | 8,257.3 | 25,986.00 | 12,993.00 |
| 12(9) | 150,000 | 146,000～ 155,000 | 14,850.0 | 7,425.0 | 17,445.0 | 8,722.5 | 27,450.00 | 13,725.00 |
| 13(10) | 160,000 | 155,000～ 165,000 | 15,840.0 | 7,920.0 | 18,608.0 | 9,304.0 | 29,280.00 | 14,640.00 |
| 14(11) | 170,000 | 165,000～ 175,000 | 16,830.0 | 8,415.0 | 19,771.0 | 9,885.5 | 31,110.00 | 15,555.00 |
| 15(12) | 180,000 | 175,000～ 185,000 | 17,820.0 | 8,910.0 | 20,934.0 | 10,467.0 | 32,940.00 | 16,470.00 |
| 16(13) | 190,000 | 185,000～ 195,000 | 18,810.0 | 9,405.0 | 22,097.0 | 11,048.5 | 34,770.00 | 17,385.00 |
| 17(14) | 200,000 | 195,000～ 210,000 | 19,800.0 | 9,900.0 | 23,260.0 | 11,630.0 | 36,600.00 | 18,300.00 |
| 18(15) | 220,000 | 210,000～ 230,000 | 21,780.0 | 10,890.0 | 25,586.0 | 12,793.0 | 40,260.00 | 20,130.00 |
| 19(16) | 240,000 | 230,000～ 250,000 | 23,760.0 | 11,880.0 | 27,912.0 | 13,956.0 | 43,920.00 | 21,960.00 |
| 20(17) | 260,000 | 250,000～ 270,000 | 25,740.0 | 12,870.0 | 30,238.0 | 15,119.0 | 47,580.00 | 23,790.00 |
| 21(18) | 280,000 | 270,000～ 290,000 | 27,720.0 | 13,860.0 | 32,564.0 | 16,282.0 | 51,240.00 | 25,620.00 |
| 22(19) | 300,000 | 290,000～ 310,000 | 29,700.0 | 14,850.0 | 34,890.0 | 17,445.0 | 54,900.00 | 27,450.00 |
| 23(20) | 320,000 | 310,000～ 330,000 | 31,680.0 | 15,840.0 | 37,216.0 | 18,608.0 | 58,560.00 | 29,280.00 |
| 24(21) | 340,000 | 330,000～ 350,000 | 33,660.0 | 16,830.0 | 39,542.0 | 19,771.0 | 62,220.00 | 31,110.00 |
| 25(22) | 360,000 | 350,000～ 370,000 | 35,640.0 | 17,820.0 | 41,868.0 | 20,934.0 | 65,880.00 | 32,940.00 |
| 26(23) | 380,000 | 370,000～ 395,000 | 37,620.0 | 18,810.0 | 44,194.0 | 22,097.0 | 69,540.00 | 34,770.00 |
| 27(24) | 410,000 | 395,000～ 425,000 | 40,590.0 | 20,295.0 | 47,683.0 | 23,841.5 | 75,030.00 | 37,515.00 |
| 28(25) | 440,000 | 425,000～ 455,000 | 43,560.0 | 21,780.0 | 51,172.0 | 25,586.0 | 80,520.00 | 40,260.00 |
| 29(26) | 470,000 | 455,000～ 485,000 | 46,530.0 | 23,265.0 | 54,661.0 | 27,330.5 | 86,010.00 | 43,005.00 |
| 30(27) | 500,000 | 485,000～ 515,000 | 49,500.0 | 24,750.0 | 58,150.0 | 29,075.0 | 91,500.00 | 45,750.00 |
| 31(28) | 530,000 | 515,000～ 545,000 | 52,470.0 | 26,235.0 | 61,639.0 | 30,819.5 | 96,990.00 | 48,495.00 |
| 32(29) | 560,000 | 545,000～ 575,000 | 55,440.0 | 27,720.0 | 65,128.0 | 32,564.0 | 102,480.00 | 51,240.00 |
| 33(30) | 590,000 | 575,000～ 605,000 | 58,410.0 | 29,205.0 | 68,617.0 | 34,308.5 | 107,970.00 | 53,985.00 |
| 34(31) | 620,000 | 605,000～ 635,000 | 61,380.0 | 30,690.0 | 72,106.0 | 36,053.0 | 113,460.00 | 56,730.00 |
| 35 | 650,000 | 635,000～ 665,000 | 64,350.0 | 32,175.0 | 75,595.0 | 37,797.5 | （単位：円）※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4％～5.0％）を控除した率となる。　加入する基金ごとに異なるため、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金へ。 |
| 36 | 680,000 | 665,000～ 695,000 | 67,320.0 | 33,660.0 | 79,084.0 | 39,542.0 |
| 37 | 710,000 | 695,000～ 730,000 | 70,290.0 | 35,145.0 | 82,573.0 | 41,286.5 |
| 38 | 750,000 | 730,000～ 770,000 | 74,250.0 | 37,125.0 | 87,225.0 | 43,612.5 |
| 39 | 790,000 | 770,000～ 810,000 | 78,210.0 | 39,105.0 | 91,877.0 | 45,938.5 |
| 40 | 830,000 | 810,000～ 855,000 | 82,170.0 | 41,085.0 | 96,529.0 | 48,264.5 |
| 41 | 880,000 | 855,000～ 905,000 | 87,120.0 | 43,560.0 | 102,344.0 | 51,172.0 |
| 42 | 930,000 | 905,000～ 955,000 | 92,070.0 | 46,035.0 | 108,159.0 | 54,079.5 |
| 43 | 980,000 | 955,000～1,005,000 | 97,020.0 | 48,510.0 | 113,974.0 | 56,987.0 |
| 44 | 1,030,000 | 1,005,000～1,055,000 | 101,970.0 | 50,985.0 | 119,789.0 | 59,894.5 |
| 45 | 1,090,000 | 1,055,000～1,115,000 | 107,910.0 | 53,955.0 | 126,767.0 | 63,383.5 |
| 46 | 1,150,000 | 1,115,000～1,175,000 | 113,850.0 | 56,925.0 | 133,745.0 | 66,872.5 |
| 47 | 1,210,000 | 1,175,000～1,235,000 | 119,790.0 | 59,895.0 | 140,723.0 | 70,361.5 |
| 48 | 1,270,000 | 1,235,000～1,295,000 | 125,730.0 | 62,865.0 | 147,701.0 | 73,850.5 |
| 49 | 1,330,000 | 1,295,000～1,355,000 | 131,670.0 | 65,835.0 | 154,679.0 | 77,339.5 |
| 50 | 1,390,000 | 1,355,000～ | 137,610.0 | 68,805.0 | 161,657.0 | 80,828.5 |

◆介護保険第２号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率（9.90％）に介護保険料率（1.73％）が加わる。

◆等級欄の(　)内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級

　４(１)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替える。

　34(31)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替える。

◆平成31年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円

●健康保険組合における保険料額については、加入する健康保険組合へ。

●賞与にかかる保険料について

　賞与にかかる保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できない。

　賞与にかかる保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となる（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じ）。

　標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となる。

　標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円（毎年４月１日から翌年３月31日までの累計額）となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は、月間150万円が上限となる。

●子ども・子育て拠出金について

　厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用として子ども・子育て拠出金を全額負担する。

　この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率（1,000分の3.4）を乗じて得た額の総額となる。

●被保険者負担分に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切捨てし、50銭を超える場合は切上げして１円となる。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切捨てし、50銭以上の場合は切上げして１円となる。

※事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができる。

日雇特例被保険者の方の保険料額（平成31年４月分～）

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 標準賃金日額 | 賃金日額 | 保険料日額 |
| 介護保険第２号被保険者に該当しない場合 | 介護保険第２号被保険者に該当する場合 |
| 等級 | 日額 | 10.00％（平均保険料率） | 11.73％（平均保険料率＋介護保険料率） |
| 全額 | 日雇特例被保険者が負担する額 | 事業主が負担する額 | 全額 | 日雇特例被保険者が負担する額 | 事業主が負担する額 |
| 第１級 | 3,000 | 円以上　　円未満　　　　～ 3,500 | 390 | 150 | 240 | 450 | 175 | 275 |
| 第２級 | 4,400 | 3,500～ 5,000 | 570 | 220 | 350 | 660 | 255 | 405 |
| 第３級 | 5,750 | 5,000～ 6,500 | 740 | 285 | 455 | 870 | 335 | 535 |
| 第４級 | 7,250 | 6,500～ 8,000 | 940 | 360 | 580 | 1,110 | 425 | 685 |
| 第５級 | 8,750 | 8,000～ 9,500 | 1,140 | 435 | 705 | 1,330 | 510 | 820 |
| 第６級 | 10,750 | 9,500～12,000 | 1,400 | 535 | 865 | 1,650 | 630 | 1,020 |
| 第７級 | 13,250 | 12,000～14,500 | 1,730 | 660 | 1,070 | 2,030 | 775 | 1,255 |
| 第８級 | 15,750 | 14,500～17,000 | 2,050 | 785 | 1,265 | 2,410 | 920 | 1,490 |
| 第９級 | 18,250 | 17,000～19,500 | 2,380 | 910 | 1,470 | 2,800 | 1,070 | 1,730 |
| 第10級 | 21,250 | 19,500～23,000 | 2,770 | 1,060 | 1,710 | 3,260 | 1,245 | 2,015 |
| 第11級 | 24,750 | 23,000～ | 3,230 | 1,235 | 1,995 | 3,790 | 1,450 | 2,340 |

その他一時金など

❖ 旧優生保護法一時金受付・
相談窓口

　旧優生保護法のもとで優生手術等を受けた方に対する一時金の支給等に関し、相談や請求書を受け付ける。

対　　象　以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方

①昭和23年９月11日から平成８年９月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く）　②①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除く）

請　　求　請求書や添付書類（診断書・領収書等）の必要書類を、担当課へ提出する。

根拠法令等　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律

窓口時間　平日９時～17時

ホームページアドレス

http://www.fukushihoken.metro.tokyo. jp/kiban/shisaku/kyuuyuuseihogohou/ uketuke.html

担当課　福祉保健局総務部企画政策課　旧優生保護法一時金受付・相談窓口

〒163-8001　新宿区西新宿2-8-1　東京都庁第一本庁舎27階中央 ☎5320-4206（直通）

 32-207（内線）

FAX 5388-1401